

## 鳥栖市就学援助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童及び生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）並びに入学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべきものをいう。以下同じ。）のうち経済的理由により就学困難な児童及び生徒並びに入学予定者の保護者に対し就学援助を行い、もって義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱により、鳥栖市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学援助をする者は、国立又は公立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒並びに入学予定者の保護者で、本市内に住所を有する者のうち当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者

2 前項第2号に規定する者は、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法第26条の規定に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項の規定に基づく国民年金保険料の全額免除

キ 鳥栖市国民健康保険条例第24条第1項及び第2項の規定に基づく国民健康保険税の減免

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け

(2) 前号に定めるもののほか、就学援助が必要であると教育委員会が認めた者

3 前2項の規定にかかわらず、本市内に住所を有しない保護者で、その児童及び生徒が鳥栖市立の小学校及び中学校に就学しており、かつ、当該保護者又は当該保護者と同一

の世帯に属する者が前項各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、その住所の所在する市町村の教育委員会との協議の上、就学援助を行うことができる。

(援助の方法)

第3条 就学援助は、別表に規定する就学援助費の全部又は一部を支給することによって行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによることが適当でないとき、その他就学援助の目的を達するために必要があるときは現物給付によって行うことができる。

(申請)

第4条 就学援助を必要とする者は、教育委員会に申請しなければならない。ただし、鳥栖市立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の保護者は、当該学校の学校長を通じて申請するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条による申請があった場合はその内容を審査して支給を認定するものとする。この場合において、教育委員会は、必要があるときは関係民生委員及び当該児童及び生徒が就学する学校の学校長の意見を求めることができる。

2 前項による認定をしたときは、保護者に通知する。

(就学援助費の支給)

第6条 就学援助費は、児童及び生徒の就学する学校又は入学予定者が就学する学校の学校長を経て支給することができる。

2 就学援助費を支給する期間は、教育委員会がその支給を認定した月から当該日が属する学年の末日までとする。ただし、入学予定者の就学前に教育委員会がその支給を認定した場合は、当該支給を認定した日からその翌年度の末日までとする。

(就学援助の廃止又は停止)

第7条 就学援助を受けている者（以下「受給者」という。）が、第2条に定める就学援助の対象となる要件を欠くに至ったとき又は就学援助を必要としなくなったときは、就学援助を廃止する。ただし、特別の事情がある場合は、就学援助を停止することにとどめることができる。

(返還)

第8条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定を取り消し、又は既に支給した就学援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により就学援助を受けたとき。

(2) 就学援助費の支給に当たり教育委員会が付する条件に違反し、又は就学援助費をその目的以外に使用したとき。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

(令和3年度における修学旅行費の特例)

2 令和3年度の修学旅行費については、宿泊を伴わないものに変更した場合についても適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、平成30年度以後の年度分の就学援助費について適用し、平成29年度分までの就学援助費については、なお従前の例による。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、平成30年4月入学予定者への新入学児童生徒学用品費については、改正後の別表に規定する新入学児童生徒学用品費の金額とする。

附 則

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、令和2年度以後の年度分の就学援助費について適用し、令和元年度分までの就学援助費については、なお従前の例による。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令和2年4月入学予定者への新入学児童生徒学用品費については、改正後の別表に規定する新入学児童生徒学用品費の金額とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、令和3年度以後の年度分の就学援助費について適用し、令和2年度分までの就学援助費については、なお従前の例による。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令和3年4月入学予定者への進入学児童生徒学用品費については、改正後の別表に規定する新入学児童生徒学用品費の金額とする。

## 別表

## 就学援助費（年額）

区分		小学校児童	中学校生徒
学用品費	1年生	12,990円	24,590円
通学用品費	2年生以上	15,220円	26,820円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)			
校外活動費(宿泊を伴うもの)		3,470円を上限とする実費のうち交通費及び見学料	5,840円を上限とする実費のうち交通費及び見学料
新入学児童生徒学用品費		51,060円	60,000円
修学旅行費		実費	
通学費		38,200円を上限とする実費	77,200円を上限とする実費
学校給食費		実費	
医療費		社会保険等から給付を受けられる額を控除した額	
オンライン学習通信費(臨時休業に伴うもの)		6,000円を上限とする実費	
通信環境整備費		3,300円を上限とする実費	

## 備考

- (1) 年度途中の申請等により認定が年度途中になる場合は、認定月からの月割りで支給するものとする。
- (2) 新入学児童生徒学用品費については1学期の末日までの認定者に支給するものとする。
- (3) 修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)については、認定後に当該行事に参加した認定者について支給するものとする。
- (4) オンライン学習通信費とは、オンライン学習を行うために要する通信費とする。この場合において、通信費は、月額1,000円を上限とする。
- (5) オンライン学習環境整備費は、無線通信環境の無い就学援助世帯に対し、通信費以外に発生する費用を対象とし、同一世帯で小中学校合わせて1回支給するものとする。